

交通政策審議会海事分科会船員部会
漁業（いか釣り）最低賃金専門部会 議事次第

令和7年10月16日（木）

13：30～15：00

3号館9階海事局第5会議室

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 専門部会長の選任について

議題2. 漁業（いか釣り）最低賃金を取り巻く状況について

議題3. 漁業（いか釣り）最低賃金の改正について

3. 閉 会

漁業（いか釣り）最低賃金専門部会委員名簿

（敬称略、五十音順）

（公益を代表する委員）

西崎　ちひろ　東京海洋大学学術研究院海事システム工学部門
准教授

野川　　忍　　東京女子大学 副理事長

（関係船員を代表する委員）

釜石　　隆志　　全日本海員組合 水産局 水産部専任部長

漢那　　太作　　全日本海員組合 水産局 水産部水産部長

（関係使用者を代表する委員）

中津　　達也　　（一社）全国いか釣り漁業協会 会長

谷地　　充晴　　株式会社ヤマツ谷地商店 代表取締役社長

配 布 資 料 一 覧

- 資料1 交通政策審議会への諮問について
諮問第482号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ、いか釣り）最低賃金の改正について」
- 資料2 漁業（いか釣り）最低賃金（令和7年5月9日令和7年国土交通省最低賃金公示第4号）
- 資料3 いか釣り漁業の概要
- 資料4 最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数
- 資料5 漁業（いか釣り）船員賃金実態調査
- 資料6 漁業（いか釣り）の最低賃金の改正状況
- 資料7 最低賃金の改正に係る参考資料
- ・ 漁業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）
 - ・ 費目別、世帯人員別標準生計費（令和7年4月）
 - ・ 消費者物価指数（10大費目）
 - ・ 決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数
 - ・ 地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額
 - ・ 地域別最低賃金額改定の目安の推移
 - ・ 地域別最低賃金額一覧
 - ・ 給与勧告の実施状況等

国海員第 83 号

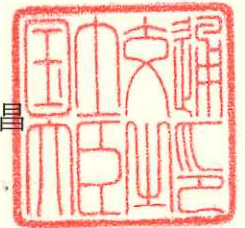
令和 7 年 7 月 17 日

交通政策審議会

会 長 橋 本 英 二 殿

国土交通大臣

中 野 洋 昌



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 3 5 条第 7 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 4 8 2 号

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業
最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ、いか釣り）最低賃金）の改正について

諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号）、海上旅
客運送業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号）、漁業（かつお・まぐ
ろ）最低賃金（令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 4 号）及び漁業（いか釣り）
最低賃金（令和 7 年国土交通省最低賃金公示第 4 号）を改正することについて、
最低賃金法第 3 5 条第 7 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要
があるため。

漁業（いか釣り）最低賃金

令和 7 年 5 月 9 日 令和 7 年国土交通省最低賃金公示第 4 号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船舶であって、いか釣り漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 2 条第 17 号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により第 5 項に掲げる 1 人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

4 適用する期間

いか釣り漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

5 第 3 項の船員に係る最低賃金額

月額 1 人歩船員

213,300 円

（月払いとする）

この場合において、1 人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、1 人歩、1 人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位 1 単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。

6 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
- (2) 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など
- (3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (4) 1 か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（令和 7 年国土交通省最低賃金公示第 4 号）

この公示は、令和 7 年 6 月 8 日から効力を生ずる。

- いか釣り漁業は、総トン数30トン以上の動力漁船により釣りによっていかをとることを目的とした漁業で、昭和47年から承認漁業とされ、平成14年から大臣許可漁業とされている。（※ 平成14年に「中型いか釣り漁業」と「大型いか釣り漁業」を「いか釣り漁業」として許可を統合。）
- 6月頃～翌年2月末の間に、日本海、北太平洋のEEZ及び太平洋公海域等で操業しており、現在、許可隻数は42隻。（うち、旧中型いか釣り漁船の許可隻数は36隻。）

●いか釣り漁業の操業概念図



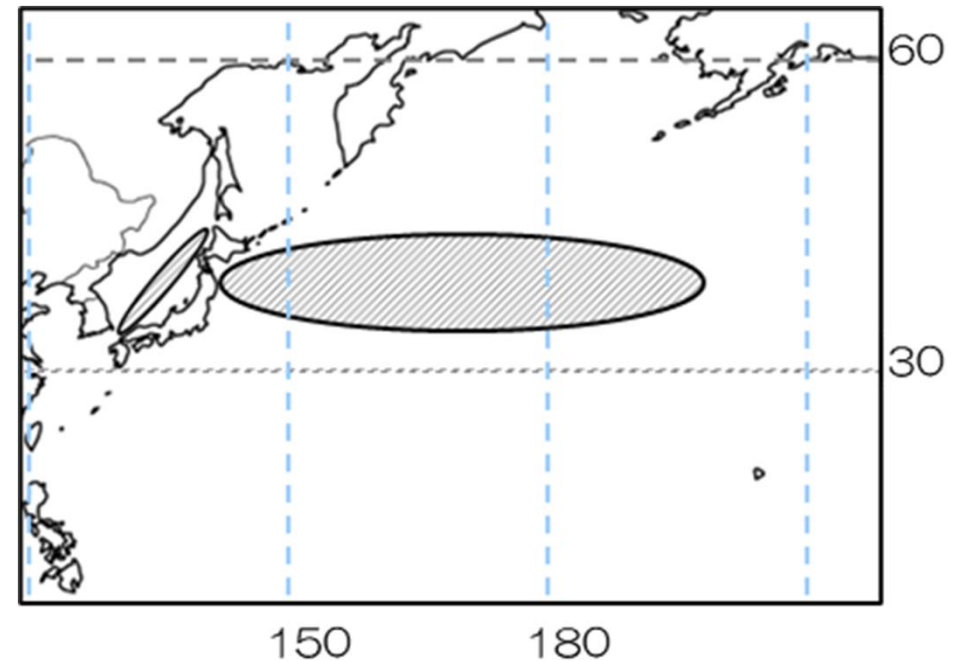
日没前に漁場に到着し、夜間に集魚灯を点灯し、それに集まったイカを自動いか釣り機で漁獲する。

●いか釣り漁業（大臣管理）の許可隻数の推移

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
許可隻数	88	71	69	59	47	46	42
うち大型船(200トン～)	8	7	7	6	6	6	6
うち中型船(30～199トン)	80	64	62	53	41	40	36

令和7年1月1日時点

●いか釣り漁業者の操業海域



主な操業海域

- 漁期：6月頃～翌2月末まで（許可期間：周年）
- 操業海域：日本海、太平洋のEEZ及び太平洋公海域等

いか釣り漁業（②生産の動向）

- いか釣り漁業においては、スルメイカ、アカイカを主に漁獲。近年スルメイカの漁獲が非常に低調であり、燃料費等のコスト上昇などの影響もあり、経営は悪化。
- 主な漁獲物であるスルメイカの近年の漁獲量が大幅に減少したことから、いか釣り漁業の漁獲量は低調。
- 経営安定を図る観点から、約7割のいか釣り漁船で、太平洋公海域でアカイカを漁獲対象とした操業を実施。

●いか釣り漁業（大臣管理）の魚種別漁獲量（令和6年）

魚種	比率
スルメイカ	17.2%
アカイカ	81.0%
その他	1.7%

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」から作成。



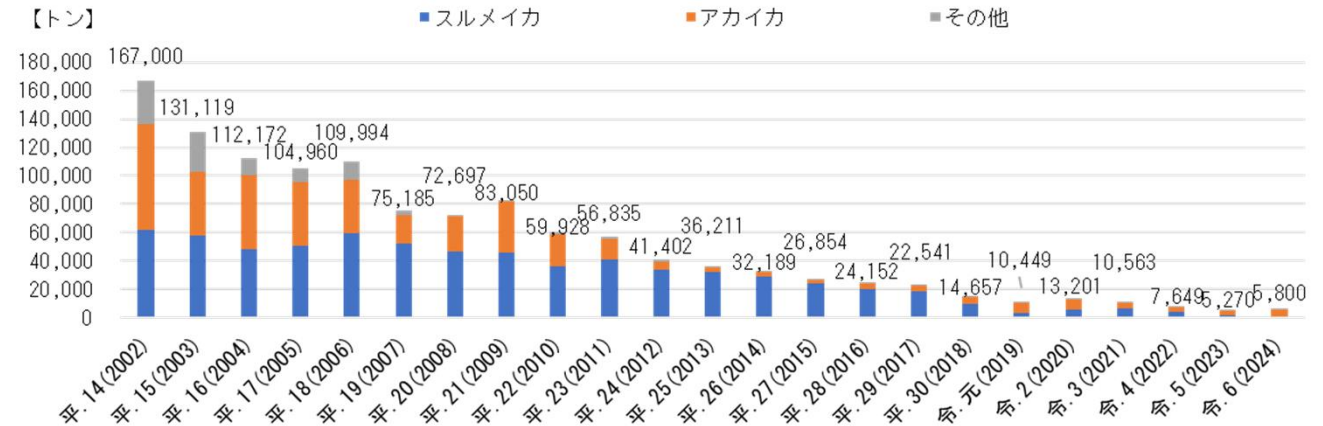
スルメイカ



アカイカ

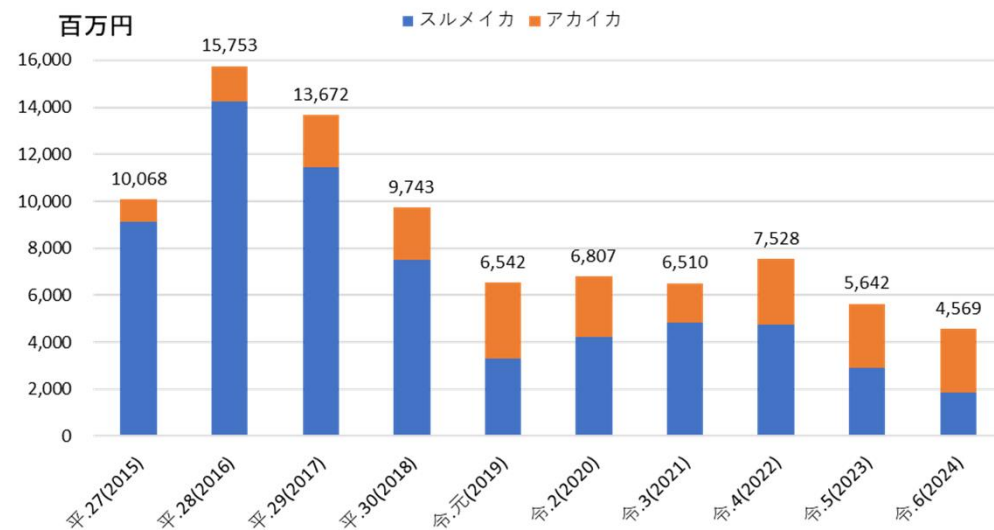
出典：国立研究開発法人 水産研究・教育機構

●いか釣り漁業の漁獲量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」から作成。

●いか釣り漁業の漁獲金額の推移



資料：一般社団法人 漁業情報サービスセンター「水産物流通調査」から、冷凍スルメイカ及び冷凍アカイカの金額から作成。

最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

業 種 局 別	漁 業（いか釣り）			
	事業者数	船舶数(隻)	船員数(人)	組織船員数(人)
北海道運輸局	4	4	22	22
東北運輸局	8	20	125	93
関東運輸局	1	1	4	4
北陸信越運輸局	7	7	35	26
中部運輸局	0	0	0	0
近畿運輸局	0	0	0	0
神戸運輸監理部	0	0	0	0
中国運輸局	0	0	0	0
四国運輸局	0	0	0	0
九州運輸局	0	0	0	0
沖縄総合事務局	0	0	0	0
計	20	32	186	145

漁業(いか釣り)船員賃金実態調査

1. いか釣り漁業の漁船に乗り組む船員のうち、1人歩又は1人歩以上で最も1人歩に近い乗組員に対して、令和6年1月～令和6年12月までの1年間の乗船中における月額給与を調査集計したものである。

2. 賃金の支払い形態及び船舶隻数

漁種	組織 賃金の 支払い形態	組 織				未 組 織				計			
		固 + 歩	固 定	全 歩 合	計	固 + 歩	固 定	全 歩 合	計	固 + 歩	固 定	全 歩 合	計
いか釣り		25	0	4	29	2	1	0	3	27	1	4	32

(賃金実態調査の集計方法)

調査は、最低賃金適用対象船舶(令和7年4月1日現在)について、悉皆調査により実施。

いか釣り漁業
(乗組員の1人歩(持代数1.0)の月額報酬額)

(円)

NO	本給(基本給)	歩合給	計
1	250,000	480,287	730,287
2	60,000	573,128	692,958
3	300,000	364,961	664,961
4	119,000	371,790	561,290
5	62,000	397,967	519,797
6		511,796	511,796
7		464,720	464,720
8	124,600	253,336	463,656
9	58,000	335,100	449,070
10	62,000	304,290	426,120
11	60,000	300,150	416,120
12	58,000	301,192	415,162
13		369,769	369,769
14	60,000	234,690	350,660
15		346,298	346,298
16	200,000	119,855	319,855
17	58,000	205,710	319,680
18	60,000	191,605	311,435
19	300,000		300,000
20	300,000		300,000
21	300,000		300,000
22	200,000	39,051	239,051

(集計項目説明)

- (1) 支払われた報酬のうち基本となる固定的給与は本給(基本給)欄に、歩合給については歩合給欄に記入。
- (2) 表中の「計」欄は、本給、歩合給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計である。

漁業(いか釣り)の最低賃金の改正状況

年 度	決定事項	最低賃金額	備考
平成12年度	1,700円UP① (3年間で5,000円是正)※	193,500円	漁業(大型いか釣り)
平成13年度	1,700円UP②	195,200円	
平成14年度	据え置き	195,200円	
平成15年度	据え置き	195,200円	
平成16年度	据え置き	195,200円	
平成17年度	据え置き	195,200円	
平成18年度	据え置き	195,200円	
平成19年度	400円UP③	195,600円	
平成20年度	400円UP④	196,000円	
平成21年度	400円UP⑤	196,400円	
平成22年度	200円UP⑥	196,600円	
平成23年度	100円UP⑦	196,700円	
平成24年度	100円UP⑧	196,800円	
平成25年度	6,300円UP	203,100円	
平成26年度	200円UP	203,300円	
令和6年度	10,000円UP	213,300円	漁業(いか釣り)

※ 平成12年度決定(5,000円)の対応状況

← 1,700円 →		← 1,700円 →		← 1,600円 →			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
		400	400	400	200	100	

最低賃金の改正に係る参考資料

漁業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）

（単位：円）

区分	漁業（沖合底びき網／底びき網）		漁業（大中型まき網）	
	決 定 公 示 年 月 日	最低賃金額	決 定 公 示 年 月 日	最低賃金額
北海道	R7.2.20	216,500	H27.3.20	195,300
東北	R7.5.16	219,700	R7.4.24	218,200
関 東	R7.3.3	210,500	R7.3.3	207,000
北陸信越	R7.3.17	222,100	R7.3.17	222,100
中 部	R7.4.15	224,000	R7.4.15	226,000
近 畿	R7.3.24	220,000	H11.1.20	191,800
神 戸	R7.3.24	225,600		
中 国	R7.3.7	213,300 ※ 1 196,000	R7.3.7	213,300
四 国	R7.3.27	199,800	R7.3.27	213,300 ※ 2 205,800
九 州	R7.4.24	200,200	R7.4.24	213,300
沖 縄				

※ 1 鳥取県、島根県及び山口県に主たる船員の労務管理の事務所を有する者に雇用されている船員であって、2 そうびき沖合底びき網漁業の漁船に乗り組む者に適用する。

※ 2 愛媛県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者に雇用されている船員であって、もっぱら豊後水道海域において操業する船舶に乗り組む者に適用する。

費目別、世帯人員別標準生計費(令和7年4月)

単位:円

世帯人員 費 目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	35,770 (32,960) 2,810	48,320 (41,900) 6,420	61,800 (54,450) 7,350	75,270 (67,010) 8,260	88,750 (79,570) 9,180
住居関係費	46,760 (45,350) 1,410	60,700 (50,820) 9,880	50,660 (46,850) 3,810	40,620 (42,880) -2,260	30,570 (38,910) -8,340
被服・履物費	6,230 (5,970) 260	4,480 (5,580) -1,100	7,140 (8,510) -1,370	9,800 (11,450) -1,650	12,450 (14,390) -1,940
雑費Ⅰ	25,660 (24,220) 1,440	37,610 (33,210) 4,400	52,370 (50,890) 1,480	67,120 (68,590) -1,470	81,890 (86,280) -4,390
雑費Ⅱ	10,640 (10,610) 30	17,320 (19,130) -1,810	22,660 (24,040) -1,380	28,010 (28,960) -950	33,350 (33,870) -520
計	125,060	168,430	194,630	220,820	247,010
前年	119,110	150,640	184,740	218,890	253,020
対前年増減	5,950	17,790	9,890	1,930	-6,010
対前年比 (前年100)	105.0	111.8	105.4	100.9	97.6

※ 費目欄の()の数字は、前年金額を示す。

※ 費目欄の下段は、対前年との差額を示す。

※ 各費目の構成項目

食料費 食料

住居関係費 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 被服及び履物

雑費Ⅰ 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

資料出所:「令和6年人事院勧告(参考資料)」

「令和7年人事院勧告(各種調査等の結果詳細)」

消費者物価指数（１０大費目）

年平均		総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
ウエイト		10000	2626	2149	693	387	353	477	1493	304	911	607
指数・2年100	2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	3年	99.8	100.0	100.6	101.3	101.7	100.4	99.6	95.0	100.0	101.6	101.1
	4年	102.3	104.5	101.3	116.3	105.5	102.0	99.3	93.5	100.9	102.7	102.2
	5年	105.6	112.9	102.4	108.5	113.8	105.7	101.2	95.8	102.1	107.1	103.7
	6年	108.5	117.8	103.1	112.8	118.4	108.2	102.8	97.4	101.6	112.9	104.8
対前年比・%	2年	0.0	1.4	0.6	△ 2.4	2.3	1.1	0.3	△ 0.2	△ 7.8	△ 0.6	△ 2.0
	3年	△ 0.2	0.0	0.6	1.3	1.7	0.4	△ 0.4	△ 5.0	0.0	1.6	1.1
	4年	2.5	4.5	0.6	14.8	3.8	1.6	△ 0.3	△ 1.5	0.9	1.1	1.1
	5年	3.2	8.1	1.1	△ 6.7	7.9	3.6	1.9	2.5	1.2	4.3	1.4
	6年	2.7	4.3	0.7	4.0	4.0	2.4	1.6	1.6	△ 0.4	5.4	1.1
月別指数・2年100	06年1月	106.9	115.7	102.7	107.2	115.6	105.7	102.1	97.2	102.4	110	104.1
	2月	106.9	115.3	102.8	107.4	114.8	105.9	102.1	97	102.6	111	104.3
	3月	107.2	115.7	102.8	108.3	114.9	107	102.2	96.9	102.7	112.1	104.4
	4月	107.7	116.4	102.8	108.8	117	108.7	101.9	97.2	101.4	112.9	104.5
	5月	108.1	116.8	102.9	112.6	118.6	108.7	102.2	97.1	101.3	112.8	104.6
	6月	108.2	116.3	102.9	116.1	119	108.4	102.7	97.3	101.3	111.8	104.8
	7月	108.6	116.4	103	119.4	119.5	107.2	102.8	97.6	101.3	112.9	104.8
	8月	109.1	117.6	103.1	118.9	120.3	106.3	103	97.6	101.3	115.4	104.9
	9月	108.9	119	103.2	110.5	120.6	109.8	103.2	97.4	101.3	113.3	105.1
	10月	109.5	120.4	103.4	111.1	121.3	110	103.6	97.7	101.3	114.2	105.4
	11月	110	121.3	103.5	114.4	120.5	110.8	103.8	97.8	101.3	114.1	105.4
	12月	110.7	122.5	103.5	119.3	119.1	110.5	103.7	98.1	101.3	114.2	105.3
	07年1月	111.2	124.7	103.5	119.3	119.6	108.6	103.9	99.1	101.3	112.9	105.6
	2月	110.8	124.1	103.6	114.2	119.4	108.8	103.9	99.3	101.5	113.3	105.5
	3月	111.1	124.2	103.6	114.5	120.0	110.1	104.2	99.5	101.5	114.3	105.6

資料出所：総務省統計局「2020年基準 消費者物価指数(全国)」

決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

(地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を含む)

1. 決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数

(R7.3末現在)

決 定 方 式	決定件数	適用労働者数(百人)
最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金(法第16条)	271	—
(1) 地域別最低賃金	47	—
(2) 産業別最低賃金	224	29,569
イ 新産業別最低賃金	222	29,558
① 厚生労働大臣決定分	0	0
② 都道府県労働局長決定分	222	29,558
ロ 従来の産業別最低賃金	2	11
① 厚生労働大臣決定分	1	4
② 都道府県労働局長決定分	1	7

下記2-1

下記2-2

2. 産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

2-1 新産業別最低賃金

(R7.3末現在)

業 種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
製 造 業			
食料品・飲料製造業関係	5	3	144
繊維工業関係	5	7	139
木材・木製品製造業関係	1	1	6
パルプ・紙・紙加工品製造業関係	2	1	84
印刷・同関連産業関係	1	3	33
塗料製造業関係	4	1	63
ゴム製品製造業関係	1	1	37
窯業・土石製品製造業関係	4	3	105
鉄鋼業関係	20	31	1,481
非鉄金属製造業関係	9	9	420
金属製品製造業関係	4	9	116
一般機械器具製造業関係	25	229	5,418
精密機械器具製造業関係	7	8	222
電気機械器具製造業関係	45	213	8,932
輸送用機械器具製造業関係	33	144	8,636
小 計	166	663	25,836
非製造業			
新聞・出版業関係	1	1	5
各種商品小売業関係	30	15	1,693
自動車小売業関係	23	202	1,967
自動車整備業関係	1	10	33
道路貨物運送業関係	1	3	24
小 計	56	231	3,722
合 計	222	894	29,558

2-2 従来の産業別最低賃金

(R7.3末現在)

業 種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	4	7
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4
合 計	2	5	11

- 注： 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
2 適用使用者数及び適用労働者数は、令和3年経済センサス活動調査等に基づき推計した数値である。
3 適用使用者数及び適用労働者数は、100人未満の数値を四捨五入した数値。ただし、合計が50人未満の場合は全て「1(百人)」としている。
4 全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係の適用使用者数・適用労働者数については平成元年のもの。

資料出所：「令和7年度版最低賃金決定要覧(労働調査会出版局編)」

地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額（令和7年3月末現在）

（地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を含む）

単位：円（件数）

事 項 別				年 度	令和 6 年度	令和 5 年度	
地 域 別 最 低 賃 金					1, 055 (47)	1, 004 (47)	
				対前年度上昇率 (%)	5. 08	4. 47	
特 定 最 低 賃 金 （※ 1、2）	新 産 業 別 最 低 賃 金	製 造 業	食料品・飲料製造業関係		892 (5)	876 (5)	
			繊維工業関係		794 (5)	800 (5)	
			木材・木製品製造業関係		876 (1)	876 (1)	
			パルプ・紙・紙加工品製造業関係		861 (1)	857 (2)	
			印刷・同関連産業関係		850 (1)	850 (1)	
			塗料製造業関係		1, 058 (4)	1, 026 (4)	
			ゴム製品製造業関係		915 (1)	915 (1)	
			窯業・土石製品製造業関係		1, 005 (4)	966 (4)	
			鉄鋼業関係		1, 088 (20)	1, 038 (20)	
			非鉄金属製造業関係		940 (9)	918 (9)	
			金属製品製造業関係		990 (4)	962 (4)	
			一般機械器具製造業関係		1, 014 (25)	981 (25)	
			精密機械器具製造業関係		996 (7)	973 (7)	
			電気機械器具製造業関係		994 (45)	960 (45)	
			輸送用機械器具製造業関係		1, 046 (33)	1, 002 (33)	
			小 計		1, 018 (166)	981 (166)	
			非 製 造 業	新聞・出版業関係		879 (1)	879 (1)
				各種商品小売業関係		862 (30)	862 (30)
		自動車小売業関係			972 (23)	952 (23)	
		自動車整備業関係			1, 017 (1)	965 (1)	
		道路貨物運送業関係			910 (1)	910 (1)	
		小 計			922 (56)	906 (56)	
		合 計				1, 006 (222)	970 (222)
					対前年度上昇率 (%)	3. 71	2. 86
		旧 産 業 別 最 低 賃 金				816 (1)	816 (1)
		総 合 計				1, 006 (223)	970 (223)

※1 本表の金額は、各都道府県に設定されている特定最低賃金（地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を含む。）の全国加重平均時間額であり、（ ）内は設定件数である。

※2 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

全国を適用地域とする新産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(0)	(0)
全国を適用地域とする旧産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(日 額) 5,772 (1)	(日 額) 5,772 (1)

資料出所：「令和7年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

地域別最低賃金額改定の目安の推移

単位:円(%)

ランク (注1、2) 年度	Aランク		Bランク		Cランク		Dランク		平均 引上げ率
	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	
平成19年度	19	(2.69)	14	(2.09)	9 ～ 10	(1.39) ～ (1.54)	6 ～ 7	(0.98) ～ (1.14)	(1.62)
平成20年度	15	(2.07)	11	(1.61)	10	(1.52)	7	(1.13)	(1.48)
平成21年度	最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、答申において示された乖離額の解消に関する考え方により算出される金額 その他の地域については、現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当								
平成22年度	原則として下記「1.」の金額 最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. A～Dランクですべて10円 2. 答申において示された、乖離額の解消に関する考え方により算出された金額								
平成23年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク4円、B～Dランク1円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成24年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク5円、B～Dランク4円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成25年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク12円、C・Dランク10円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成26年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク15円、Cランク14円、Dランク13円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成27年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク19円、Bランク18円、C・Dランク16円								
平成28年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円								
平成29年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円								
平成30年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク27円、Bランク26円、Cランク25円、Dランク23円								
令和元年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク28円、Bランク27円、Cランク26円、Dランク26円								
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当。								
令和3年度	下記「1.」の金額とする 1. A～Dランク全てにおいて28円								
令和4年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク31円、Bランク31円、Cランク30円、Dランク30円								
令和5年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円								
令和6年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク50円、Bランク50円、Cランク50円								
令和7年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク63円、Bランク63円、Cランク64円								

- (注) 1. 各ランクごとの引上げ額(改定の目安)は、最低賃金(時間額)に対する金額である。
2. A～Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分されたもの。
3. 平成26年度の最低賃金額の改定の結果、最低賃金が生活保護水準を下回る地域は解消された。

地域別最低賃金額一覧

目安が適用 されるランク		令和5年度最低賃金額		対前年度 増減額	令和6年度最低賃金額		対前年度 増減額
		時間額	発効年月日		時間額	発効年月日	
全国加重平均額		円 1004	—	円 43	円 1,055	—	円 51
A	埼玉	1,028	R5.10.1	41	1,078	R6.10.1	50
	千葉	1,026	R5.10.1	42	1,076	R6.10.1	50
	東京	1,113	R5.10.1	41	1,163	R6.10.1	50
	神奈川	1,112	R5.10.1	41	1,162	R6.10.1	50
	愛知	1,027	R5.10.1	41	1,077	R6.10.1	50
	大阪	1,064	R5.10.1	41	1,114	R6.10.1	50
B	北海道	960	R5.10.1	40	1,010	R6.10.1	50
	宮城	923	R5.10.1	40	973	R6.10.1	50
	福島	900	R5.10.1	42	955	R6.10.5	55
	茨城	953	R5.10.1	42	1,005	R6.10.1	52
	栃木	954	R5.10.1	41	1,004	R6.10.1	50
	群馬	935	R5.10.5	40	985	R6.10.4	50
	新潟	931	R5.10.1	41	985	R6.10.1	54
	富山	948	R5.10.1	40	998	R6.10.1	50
	石川	933	R5.10.8	42	984	R6.10.5	51
	福井	931	R5.10.1	43	984	R6.10.5	53
	山梨	938	R5.10.1	40	988	R6.10.1	50
	長野	948	R5.10.1	40	998	R6.10.1	50
	岐阜	950	R5.10.1	40	1,001	R6.10.1	51
	静岡	984	R5.10.1	40	1,034	R6.10.1	50
	三重	973	R5.10.1	40	1,023	R6.10.1	50
	滋賀	967	R5.10.1	40	1,017	R6.10.1	50
	京都	1,008	R5.10.6	40	1,058	R6.10.1	50
	兵庫	1,001	R5.10.1	41	1,052	R6.10.1	51
	奈良	936	R5.10.1	40	986	R6.10.1	50
	和歌山	929	R5.10.1	40	980	R6.10.1	51
	島根	904	R5.10.6	47	962	R6.10.12	58
	岡山	932	R5.10.1	40	982	R6.10.2	50
	広島	970	R5.10.1	40	1,020	R6.10.1	50
	山口	928	R5.10.1	40	979	R6.10.1	51
	徳島	896	R5.10.1	41	980	R6.11.1	84
	香川	918	R5.10.1	40	970	R6.10.2	52
	愛媛	897	R5.10.6	44	956	R6.10.13	59
	福岡	941	R5.10.6	41	992	R6.10.5	51
C	青森	898	R5.10.7	45	953	R6.10.5	55
	岩手	893	R5.10.4	39	952	R6.10.27	59
	秋田	897	R5.10.1	44	951	R6.10.1	54
	山形	900	R5.10.14	46	955	R6.10.19	55
	鳥取	900	R5.10.5	46	957	R6.10.5	57
	高知	897	R5.10.8	44	952	R6.10.9	55
	佐賀	900	R5.10.14	47	956	R6.10.17	56
	長崎	898	R5.10.13	45	953	R6.10.12	55
	熊本	898	R5.10.8	45	952	R6.10.5	54
	大分	899	R5.10.6	45	954	R6.10.5	55
	宮崎	897	R5.10.6	44	952	R6.10.5	55
	鹿児島	897	R5.10.6	44	953	R6.10.5	56
	沖縄	896	R5.10.8	43	952	R6.10.9	56

資料出所：「令和7年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

給与勧告の実施状況等

年度	人事院勧告			勧告の実施状況 (国会決定)	経済社会事情		
	勧告月日	内容 (ベア率)	実施時期		経済成長率 (GDP)	消費者物価 (年平均)	春闘賃上率
21	8月11日	△ 0.22	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 3.6	△ 1.4	1.83
22	8月10日	△ 0.19	給与法公布日の翌月	勧告どおり	1.5	△ 0.7	1.82
23	9月30日	△ 0.23	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 1.0	△ 0.3	1.83
24	8月8日	なし	※	――	△ 0.1	0.0	1.78
25	勧告なし	――	※	――	2.7	0.4	1.80
26	8月7日	0.27	4月1日	勧告どおり	2.1	2.7	2.19
27	8月6日	0.36	4月1日	勧告どおり	3.3	0.8	2.38
28	8月8日	0.17	4月1日	勧告どおり	0.8	△ 0.1	2.14
29	8月8日	0.15	4月1日	勧告どおり	2.0	0.5	2.11
30	8月10日	0.16	4月1日	勧告どおり	0.2	1.0	2.26
R1	8月7日	0.09	4月1日	勧告どおり	0.0	0.5	2.18
R2	10月7日	なし	――	――	△ 3.2	0.0	2.00
R3	8月10日	なし	――	――	2.9	△ 0.2	1.86
R4	8月8日	0.23	4月1日	勧告どおり	2.3	2.5	2.20
R5	8月7日	0.96	4月1日	勧告どおり	4.9	3.2	3.60
R6	8月8日	2.76	4月1日	勧告どおり	3.7	2.7	5.33
R7	8月7日	3.62	4月1日	――	－	－	5.52

(資料出所) 1. 内閣府(経済成長率(GDP)、名目、対前年比)

2. 総務省統計局(消費者物価指数、対前年比)

3. 厚生労働省(「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」、春闘賃上げ率＝定昇込み)

※: 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、平成24年4月から給与減額支給措置を実施(平成26年3月まで)